

## 別紙 2

### 神戸川の河川環境等に関する協議会

#### 協議会開催状況 (第 1 回～第 7 回)

#### 協議会から調整会議への意見 (中間報告まとめ)

#### 第 1 0 回

#### 神戸川の潮発電所の水利使用に関する調整会議

## 「神戸川の河川環境等に関する協議会」の開催状況

・平成29年3月10日付で島根県・出雲市・飯南町・美郷町及び中国電力株式会社の5者が締結した「確認書第3条」に基づき、神戸川の河川環境等に関して、水利使用者、流域住民、河川管理者等が、学識者を交えて、情報共有・意見交換を行い、関係者間の信頼醸成を図ることを目的として、設置

### 開催状況

回数	開催日	協議内容
第1回	H29. 6. 28	設立会 意見交換
第2回	H29. 10. 18	意見交換 出雲市長より協議会へ15項目の課題提起
第3回	H30. 5. 16	意見交換 水質に関すること
第4回	H30. 8. 29	現地確認 来島ダム・志津見ダム・神戸川中流・河口
第5回	H31. 3. 25	今後の協議会の進め方 (幹事会設置)
第6回	R2. 3. 27	今後の協議会の進め方 (過去の歴史の整理・出雲市提起15項目)
第7回	R3. 12. 23	中間検討に向けた協議会意見 (飯野委員中間報告まとめ)

(島根県斐伊川神戸川対策課まとめ)

神戸川の河川環境等に関する協議会委員名簿

令和4年2月1日

区分	所属	職名	氏名
学識を有する者	島根大学エスチュアリー研究センター	客員教授	清家 泰
	島根県立三瓶自然館	学芸課課長	井上 雅仁
	島根大学エスチュアリー研究センター	教授	矢島 啓
	島根大学法学部	教授	飯野 公央
電力事業者	中国電力株式会社	電源事業本部東部水力センター所長	山本 康治
	中国電力株式会社	電源事業本部東部水力センター水力総括課長	長谷川 謙司
	中国電力株式会社	管財部門山陰用地グループマネージャー	岡田 晃和 新任
漁業者	神戸川漁業協同組合	代表理事組合長	原 拓也
農業者	出雲市	上木下木入道用水管理委員会委員長	矢野 薫
	出雲市	十間川馬木樋門管理組合事務局長	佐藤 仁志
流域住民	飯南町	流域住民代表	藤原 國利
	出雲市	流域住民代表	深井 徹郎
	出雲市	流域住民代表	飯國 莊一
	出雲市	流域住民代表	布野 敏次
	出雲市	流域住民代表	松尾 治幸
	出雲市	流域住民代表	石飛 裕司
	島根県	河川課長	杉谷 博之
河川管理者	出雲市	農林水産部長	金築 真志
	飯南町	総務課長	那須 忠巳
	美郷町	総務課長	木川 士朗
オブザーバー	出雲県土整備事務所	維持管理部長	中村 壽浩
	国土交通省出雲河川事務所		

## 神戸川の河川環境等に関する協議会（中間報告まとめ） 2021.12.23

文責：飯野公央

### 【はじめに】

本協議会は、平成 29 年 3 月 10 日付けで関係 5 者（鳥根県、出雲市、飯南町、美郷町及び中国電力）が締結した確認書（以下「H29 確認書」とする）第 3 条に基づき、神戸川河川環境等に関する流域関係者（水利使用者、流域関係者、河川管理者等）が、学識者を交えて神戸川の河川環境の保全等に関する情報共有、意見交換を行い、関係者間の信頼関係の醸成を図ることを目的に設置され、あわせて協議会設置要綱第 3 条にしたがい以下の項目について情報共有や意見交換を行い、その結果をふまえ「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議（以下「調整会議」とする）」に意見（以下「中間報告」とする）を提出することが定められている。

今回の中間報告は H29 確認書第 4 条にもとづき、協議会にけるこれまでの情報共有、意見交換の結果とそれを受けての意見を報告するものである。

なお今回の協議会においては、協議会が行うべき 3 つの検討内容、①神戸川の河川環境に関する事項、②流域関係者による神戸川の環境保全等の取り組みに関する事項、③その他、目的を達成するために必要な事項に加え、平成 29 年 10 月 18 日付で出雲市より提起された課題提起 15 項目（以下「15 項目」とする）も主要な検討課題として情報共有・意見交換を行った。

### 【情報共有・意見交換の結果について】

#### 1. H29 確認書の履行状況について

H29 確認書第 1 条に定められた中国電力が行うこととされた 5 つの取り組みについて報告がなされ、確認書に基づく取り組みが行われていることが（幹事会及び）協議会で確認された。ただし、来島ダムの水質保全に関しては今後も継続的な改善の取り組みが求められた。また、環境放流（常時 2 m<sup>3</sup>）の影響に関しては流量の増加や生息動物の環境改善傾向を確認できたが、意見交換の場では、濁った水が流れ出ているようだ、生物調査が減水区間に限られたものであり下流域全体の生息環境改善とは判断できない、調査期間が短いためさらに継続的な調査が必要である、などの意見が出された。

## 2. モニタリング調査の必要性について

H29 確認書第 4 条では、中間時点でのモニタリング等の調査報告を踏まえ調整会議に意見を提出することになっていたが、調査についての具体的手順（実施主体、実施方法、費用負担等を含め）が不確定であり、中国電力による調査結果はあるものの、協議会として実施を模索したが実現には至っていない。そのため実施に向け早急に対応する必要がある。なお、モニタリング調査は神戸川の河川環境の保全を目的とする調査であるが、関係者間の信頼醸成を前提に行われることが何より肝要であることから調査方法や調査内容については関係各位の意見等を十分に反映するとともに、専門家のアドバイスに従い実施されるよう強く要望する。

なお、H29 確認書第 5 条の本協議会報告等をふまえ調整会議が分水の必要性を含め様々な角度から再検討するという規定に従い、モニタリング調査はそれに要する調査内容を含むものとする。

## 3. 将来に向けた歴史的経緯の整理について

本協議会の目的は情報共有と意見交換を通じ関係者間の信頼関係の醸成を図ることにある。しかしながら、来島ダム建設当初からの歴史的経緯（各種の覚書や命令書等がその通り実施されてきたのか）をめぐって意見の対立があり、信頼関係の醸成に基づく河川環境の保全を進めるにあたって大きな障害となっていた。

そこで、本協議会では過去に作成された公文書（それに準ずるものを含む）を探索するとともに、協議会の下に幹事会を設置し検証作業を行ってきた（なお、文書を発見できなかったものや廃棄されたかもしれないなどの制約があったことから、仮に関係者にとって不利益な情報が出た場合でもそれをもとに補償等を求めるような行為はしないという合意のもとで行われた）。

その結果、過去の覚書、命令書等の中には履行を確認できない（ただし不履行と断定もできない不確定な）もの、実施内容が不明確な（データ等での確認ができなかった）もの、関係者間で認識のズレていたものが散見された。そこで水利権更新期限までにこうした過去の事実を関係者間で共有することが信頼醸成に向け不可欠と考えられる。また、将来に向けそうした事態を引き起こさないための適正な手続きや文書管理の徹底、本協議会を母体とした河川環境保全の取り組みのチェック体制など、合意形成の在り方について流域関係者間で検討することも必要な措置と考える。